

1. 有事の住民保護、住民避難について			
項目	質問	回答	コメント(素案2)
1-01	これまでの説明会で、避難のタイミング、空港・港湾の自衛隊優先使用の影響などについて具体的な質問がいくつも出たのに、それらに正面から答えなかったのはなぜか。最近住民避難を強調し始めた政府・防衛省の姿勢に照らすと、その対応は不適切だったと思われるが、いかがか。	<p>防衛省 令和5年8月10日</p> <p>○ 武力攻撃事態等においては、事態の個別具体的な状況に即して対応する必要があり、また、事態の規模、態様、推移などにより様々な状況があり得ることから、一概にお答えすることは困難です。</p> <p>○ その上で、これまでの説明会では、住民の避難についてご質問をいただき、これに対し、防衛省からは、武力攻撃事態等においては、防衛省・自衛隊は、武力攻撃が開始される前に、可能な限り早い段階で、自治体、警察、消防等と協力しつつ、全力で避難支援を行う旨、回答してきたところです。</p> <p>○ 現在においても、防衛省としては、武力攻撃より十分に先立って、住民の迅速な避難を実施することが、何よりも重要であると考えており、その立場はこれまでの説明会においてご説明してきたものから変わっておりません。</p>	<p>仮に「武力攻撃に十分先立つ迅速な避難」が防衛省・自衛隊の方針だったとしても、防衛省が数次の「住民説明会」で配布した説明資料の中で、有事の住民避難に触れたものは一切なかった。また、質疑応答でも、2019年2月13日の説明会で典型的に示されたように、避難のタイミング、空港・港湾の自衛隊優先使用の影響など、「迅速な避難」を考える上で重要な質問に対して全く答えようとせず、ひたすら「避難などしなくて済むように、抑止力として配備する」という「説明」を繰り返してきた。</p> <p>「迅速な避難が何よりも重要」なら、なぜそれらの質問に答えなかったのか。また、その対応は適切だったのか？</p>
1-02	国民保護法に基づく避難指示等は、武力攻撃事態もしくは武力攻撃予測事態を政府が認定した後に適用されるが、重要影響事態や存立危機事態が認定された場合の適用について定めた法令はあるか。日本は攻撃されておらず攻撃の予兆もつかみにくい状況で「台湾有事」などが起きた場合、同盟国の要請で日本政府が存立危機事態を宣言したら、国民保護法はいつどのような条件で	<p>内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)</p> <p>台湾有事といった仮定のご質問への回答は差し控えたい。</p> <p>なお、重要影響事態または存立危機事態が認定された場合における国民保護法の適用について規定した法令はないが、住民の避難等の国民保護措置が必要となる状況とは、少なくとも我が国に対する武力攻撃が予測される事態と評価される状況であると考えられる。このような状況においては、政府は、速</p>	<p>回答は、重要影響事態または存立危機事態が認定された場合の国民保護法の適用について、「規定した法令はない」ことを認めている。また、それらの認定後の国民保護については、必要なら速やかに武力攻撃予測事態を認定すれば事足りるとしている。</p> <p>しかし、日本は攻撃されておらず、攻撃の予兆もつかみにくい、従って武力攻撃予測事態は認定し難い状況であっても、他国と紛争状態に入った同盟国の要請等で日本政府が重要影響事態または存立危機事態を</p>

	適用されるのか。	やかに武力攻撃予測事態の認定を適切に行うとともに、国民保護法を適用し、国、地方公共団体、指定公共機関等が連携して国民保護に当たることになる。存立危機事態または重要影響事態であって、住民の避難が必要となる状況においては、速やかに武力攻撃予測事態の認定を適切に行い、国民保護法に基づく措置を実施することになると考えられる。	認定すれば、相手国は、それを集団的自衛権の発動による事実上の宣戦布告とみなして、直ちに軍事施設等への攻撃に着手する恐れがある。そうってから武力攻撃予測事態を認定し、国民保護法を適用しても、間に合わないのではないか。
1-03	これらの事態認定以前に政府・防衛省が情勢緊迫の兆候をつかんだ場合、自治体と住民にそれを周知する仕組みは定められているか。	内閣官房 「情勢緊迫の兆候」には様々なものがあり得ると考えられるため、一概にお答えすることは困難であることをご理解いただきたい。 政府としては、例えば北朝鮮から弾道ミサイルの可能性のあるものが発射された場合を含め、国民に対して迅速・的確に情報提供を行う重要性を認識しており、必要な情報提供を適時適切に行うこととしている。	回答は、情報周知の仕組みについては言及を避け、「情報提供を適時適切に行う」場合として、北朝鮮ミサイルの発射後に発表する「アラートの例しか挙げていない。 これは、たとえミサイル攻撃や揚陸作戦の準備などの兆候をつかんでも、武力攻撃予測事態を認定するまでは、あるいは攻撃を受けた可能性が生じるまでは、自治体、住民には周知しないという態度を示したものと考えざるを得ない。 だとすれば、危機が迫っていても住民は何も知らされず、避難準備もできず、実際の避難は「戦時下」で行うことになりかねない。それでは、防衛省の回答が強調する「武力攻撃に十分先立つ迅速な避難」という言葉も、単なる気休めでしかないことになる。
1-04	事態認定後には、自衛隊、米軍が先島に機動展開し、そのために空港・港湾が優先使用されるが、その間住民避難は事実上不可能あるいは大幅に制限されることになるのではないか。	内閣官房 武力攻撃事態等においては、事態の個別具体的な状況に即して対応する必要があるが、一般論として申し上げれば、都道府県知事による避難の指示を受け、市町村長が避難実施要領を速やかに作成し、必要に応じ「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）」におけ	回答は、事態認定後には機動展開があるという質問の言明を否定しておらず、事実上、自衛隊、米軍の機動展開と住民避難とのバッティングという問題が生じることを認めている。そればかりか、特定公共施設利用法における空港、港湾などの利用調整の枠組みを活用して住民避難を進める、とまで踏み込んで述べている。

		<p>る港湾や飛行場などの施設の利用調整の枠組み等を適正に活用しつつ、住民を安全かつ迅速に避難させることとなる。</p>	<p>しかし、同法は有事における自衛隊、米軍の優先利用の根拠法とされているものだから、「調整」の結果は、住民避難にとって厳しいものにならざるを得ない。</p> <p>最近国、県、市町村が始めた住民避難の図上及び実動訓練では、このバッティングと調整のことは全く考慮されていないようだが、それでは現実的な避難の訓練にはならない。速やかに考慮に入れて検討し直す必要がある。</p> <p>参考：特定公共施設利用法には国民保護や避難への言及は一切なく、「利用調整の枠組み」としては、同法第6条第3項及び第10条第2項の、対策本部長（通常は内閣総理大臣）が「武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図る」ために施設の利用指針を定める際の、「関係する地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関の意見を聴かなければならない」という規定ぐらいしか見当たらない。</p>
1-05	<p>八重山への機動展開に要する期間はどのくらいか。2012年の「機動展開構想概要」では数週間かかると評価されているが、現在の評価はどうか。</p>	<p>防衛省</p> <p>○ 部隊の機動展開については、個別の状況に応じて決定されることから、一概にお答えすることは困難ですが、防衛省としては、事態の兆候を早期に察知し、できる限り早期に部隊を展開できるよう、引き続き、万全を期してまいります。</p>	<p>回答は、機動展開の期間について明確な答えを避けているが、「『機動展開構想概要』では数週間かかると評価されていた」こと自体は否定しておらず、「できる限り早期に」部隊を展開できるよう「引き続き」万全を期すと述べている。</p> <p>この表現からすれば、数千人の部隊と車両、物資の機動展開には、現在でもなお週単位の期間が必要と見るべきだろう。これとバッティングすれば、最良の条件でも6～10日程度はかかるとされる全住民の島外避難に大きな困難が生じることは避けられない。</p>

1-06	<p>機動展開以前に先島全住民の避難を開始し、完了することは可能と判断しているか。その場合、住民の大規模な避難が相手に「開戦の合図」と受け取られる危険性をどう評価し、対処するか。</p>	<p>防衛省</p> <p>○ 武力攻撃事態等においては、事態の個別具体的な状況に即して対応する必要があると考えており、仮定のご質問にお答えすることは困難ですが、武力攻撃より十分に先立って、住民の迅速な避難を実施することが、何よりも重要であると考えています。</p> <p>○ また、一般論として、住民の迅速な避難を行うためにも、様々な状況を総合的に勘案し、時機を失さず、政府全体として武力攻撃事態等の認定を適切に行うことが重要であると考えています。</p>	<p>回答は、機動展開に先立つ全住民避難が可能かについて答えていない。しかし、住民の迅速な避難には武力攻撃事態等の時機を失さぬ適切な認定が必要との立場を表明している。</p> <p>だが、質問 1-05 への回答からもわかるように、事態認定がなされれば、「できる限り早期に」機動展開が始まる。</p> <p>従って、回答は、事実上機動展開以前の全住民避難は不可能と答えたに等しく、空港・港湾の利用におけるバッティングは避けられない。</p>
1-07	<p>防衛力整備計画(2022年12月閣議決定)が述べているように自衛隊が機動展開に使う艦船、航空機を住民避難にも利用することを計画しているか。その場合、国際人道法の軍民分離原則との関連並びに軍事目標として攻撃される可能性をどのように評価し対処しようとしているか。</p> <p>それらの艦船、航空機、要員には、国際人道法(ジュネーブ諸条約第1追加議定書)第67条が定めている文民保護の特殊標章をつけるのか。</p>	<p>防衛省</p> <p>○ 武力攻撃より十分に先立って、住民の迅速な避難を実施することが何よりも重要であるところ、国家安全保障戦略に基づき、政府全体として官民の輸送手段の確保などに取り組んでおります。その際、自衛隊による輸送アセットの取得といった機動展開能力の強化は、住民の迅速な避難に必要な輸送手段の確保に貢献できると考えています。</p> <p>○ その上で、ジュネーブ諸条約第1追加議定書第52条2においては、物について、軍事目標は、「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る」と規定されています。</p> <p>○ 国民保護のために使用される自衛隊輸送力が同条2に規定される「軍事目標」に当たるのかについては、実際に武力紛争が生じた場合において、その時</p>	<p>回答の第1段落は、わかりにくい。利用するのかしないのか、はっきり答えてほしい。</p> <p>国際人道法における「軍事目標」として攻撃される可能性についても、明確な回答を避けている。しかし、仮に、武力紛争時に、自衛隊の輸送力で、往路では機動展開の部隊、車両、物資を運び、復路では避難する住民を運ぶのであれば、少なくとも往路では、その輸送力が国際人道法第52条2の軍事目標に該当することは明らかである。さらに、たとえ復路で攻撃・破壊されたとしても、相手はそれが軍事輸送に使われている輸送力だから軍事目標であり、攻撃は正当と主張するだろう。だから、「軍事目標として攻撃される可能性」は、こういう使い方をする限り、「ある」と言うべきだろう。</p> <p>文民保護の特殊標識の使用について、回答は「国際人道法に従ってその時々状況によって適切に行う」という一般論で済ませている。</p> <p>しかし、国際人道法第67条は、文民保護の任務に</p>

		<p>点における状況下で判断する必要があるものであり、一概にお答えすることは困難です。</p> <p>○ また、住民の避難及び救援を行う部隊やその要員の特殊標章の使用は、国際人道法に従ってその時々状況によって適切に行うこととなりますが、いずれにせよ、軍事組織が住民の避難誘導等に当たるとしても、これが軍事行動から生ずる危険から住民を保護することを目的としたものであることを踏まえると、このような活動が、直ちに国際人道法に反しているとは言えないと考えています。</p>	<p>あたるために尊重、保護される要員に、「紛争の間他のいかなる軍事上の任務も遂行しないこと」を求め、それに従う場合にのみ特殊標章の表示を認めている。従って、「往路は機動展開、復路は住民避難」に従事する要員や輸送手段には、特殊標章の表示を認めていない。質問がそういう場合を取り上げているのにこの制約に触れないのは、誠意ある回答とは言い難い。</p>
1-08	<p>機動展開の前後に、空港、港湾が相手のミサイル攻撃等で損傷を受け、輸送機能の一部が失われる可能性をどう評価しているか。また、そういう事態が生じた場合、どう対処する方針か。</p>	<p>防衛省</p> <p>○ 国民の命と平和な暮らしを守るためには、あらゆる事態に万全の備えを整備しておくことが必要であり、防衛省として、平素から、様々な事態への対応について、不断の検討を行っています。</p> <p>○ その詳細については、我が方の手の内を明らかにするおそれがあることから、お答えは困難ですが、一般に、有事における被害については、攻撃国の能力、事態の規模、態様、推移などにより様々です。</p> <p>○ そうした中、自衛隊は、あらゆる事態に実効的に対応できるよう、様々な訓練や、関係機関との連携強化のための取組を積み重ねています。</p>	<p>回答は、攻撃で損傷を受け輸送機能の一部が失われる可能性について直接答えてはいないが、「有事における被害」やそれへの対応に触れているから、その可能性は当然あると考えているのだろう。だが、それにどう対応するかは「手の内が明らかになる」から答えるのは困難としている。</p> <p>しかし、軍事的対応の詳細についてはともかく、住民避難への影響とそれへの対応についても何も言わないのでは、「避難できなくなる」という最悪の事態を想定するほかない。ウクライナにおける戦争の例を見ても、戦闘状態下での空路、海路による住民避難は事実上不可能である。離島の場合、島外避難の手段はそれしかないのだが。</p>
1-09	<p>政府は避難シェルターの設置調査を行うというが、5万を超す住民、観光客が数分で着弾するミサイルの大規模攻撃を受けても無事避難できるだけの数量、規模のシェルター建設を考えているのか。それに満たな</p>	<p>内閣官房</p> <p>武力攻撃を想定した避難施設に関しては、まずは弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための緊急一時避難施設の指定促進に取り組んでいるところ。</p>	<p>回答は、質問の2点には何も答えていない。これは、5万を超す住民、観光客を十分収容できる避難シェルターの建設などは考えていない、ということと思われる。核攻撃を受ける可能性にも全く触れていない。</p> <p>多くの住民が島にいる状態で相手ミサイルの一斉攻</p>

	い数のシェルターしか整備できない場合、利用者の選別は、誰がどのように行うのか。	さらに、より過酷な攻撃を想定した施設については、一定期間滞在可能な施設とする場合に必要な機能や課題の検討を進めているところであり、引き続き様々な種類の避難施設の確保等に取り組んでまいりたい。	撃を受けても、身を隠す安全な場所はほとんどない、という状況を想定するほかない。
1-10	竹富町民はまず石垣島に避難してその後九州などに向かう計画が立てられているが、石垣島の空港、港湾が機動展開や相手の攻撃で長期間使用不能もしくは困難になれば、かえって危険にさらされるのではないか。その可能性をどう評価し、対処しようとしているか。	防衛省 ○ 沖縄県において実施された本年3月の国民保護図上訓練では、竹富町の避難実施要領の具体化に係る検討に当たり、竹富町の住民等について、石垣市を經由して九州へ避難するという訓練想定の下、検討が行われたものと承知しています。 ○ 他方、武力攻撃事態等においては、事態の個別具体的な状況に即して対応する必要があり、また、事態の規模、態様、推移などにより様々な状況があり得ることから、一概にお答えすることは困難です。	回答は、事態の個別具体的な状況に即した対応の必要性を強調し、竹富町民が石垣島への避難でかえって危険になる可能性についても、あながち否定するばかりではないようにも読める。 竹富町でも他の市町村でも、避難実施要領は県や国の「お手本」に従って作られていると思われるが、これでは、特に離島では、有事の有効性は保証されない。 ミサイル基地の有無をはじめ島ごとに異なる条件を十分に考慮し、個別具体的な状況に即して柔軟に対応できる計画へ、適宜見直すことも必要だろう。
1-11	機動展開してくる数千人の部隊の分も含めて、駐屯地には十分な量の食料を備蓄するか。食品配送が途絶えた時、市民と隊員で取り合う事態にならないか。一般に、有事の際の食料調達計画について、どのように考えているか。	防衛省 ○ 有事における食料の備蓄量や計画については、自衛隊の運用に関することであり、お答えは差し控えさせていただきますが、自衛隊員の食料については、あらゆる任務・活動をするにあたり、対応できるよう、必要な備蓄を行っております。	回答は、自衛隊員の食料は必要な備蓄をしていると述べているが、島外からの通常の食品配送が途絶えてもその状態を保てるのか、市民全体を含む有事の食料調達計画をどう考えるか、については答えがない。 台風が来るだけでスーパーの棚ががら空きになる石垣島の状況と、自衛隊の輸送力以外食料輸送手段がなくなる事態もあり得ることを十分考慮した回答がほしい。
1-12	避難指示が出ても避難を希望しない人は島に残れるか。避難しないことへの罰則はあるか。島に残る人のための避難所や生活へ	内閣官房 住民の避難については、国の対策本部長の避難措置の指示を受けて都道府県知事が住民に対し、避難	回答は「避難を強制はしない」と認めている。しかし、残る人の避難場所や生活への支援については何も答えず、ただ「避難の説得に努める」と述べている。これ

	の支援は保障されるか。	の指示を行うこととされている。国民保護法第 54 条に基づく避難の指示は、当該指示を受けた住民に対して避難を行うべき法律上の義務を生じさせるものであるが、この法律上の解釈としては、避難の指示に従わない住民を強制的に避難させることはしないものとされている。避難の指示に従わない住民に対しては、自らの生命、身体の保護のために避難を行うよう説得に努めることとなると考えられる。	は、指示に従わない人への支援は考えない姿勢を示しているのだろう。 しかし、「国防最前線」の離島では、有事には機動展開があり、相手ミサイルの一斉攻撃にさらされることもあるから、多くの住民が希望の有無に関わらず避難できない可能性も十分考えられる。 そうなった場合、公的支援が何もなければ重大な事態になりかねない。その対策を示すことは、国策で島を「最前線」にした政府の責務と言うべきであろう。
1-13	島外避難が完了する前に攻撃を受けて多くの住民が島に取り残され、救出が困難になった場合、住民を守るために国際人道法が定める軍民分離の非武装地帯を島内に設けるとか、住民避難を実施する期間は休戦するとか、島単位ないし部隊単位で部分的停戦を実施する用意、またそれらを可能にする法令、規則、隊内令等はあるか。	防衛省 ○ 避難中に攻撃を受けて救出が困難になった住民のため、非武装地帯等の設置や休戦または部分的な停戦の実施といった御指摘の措置を含め、いかなる対応を行うかについては、その時々状況に応じて個別に判断されるものであり、一概にお答えすることは困難です。	回答は、質問が訊ねた非武装地帯の設置等の措置を、状況に応じて個別に判断される選択肢のひとつと認めている。 このように認めたことは重要だが、その選択を可能にする法令、規則、隊内令等の有無については答えしていない。未整備であれば早急に整備し、必要に応じて有効に実施できるよう、自治体、住民も含めた具体策の検討や訓練が必要だろう。
1-14	避難できたとして、それに要する経費や宿泊先の確保等を支援する制度的枠組み(自然災害の被災者に適用される被災者生活再建支援法に基づく住宅再建支援制度のような、法令、規則などで公式に実施が保障されている制度、要項、指針等、以下同じ)はあるか。「事態認定」前の「自主避難」の場合はどうか。	内閣官房 国民保護法第 168 条において、住民の避難に関する措置に要する経費など武力攻撃事態等への対処に要する経費については、原則として国が負担することとされ、地方公共団体は、地方公共団体の活動に要する基礎的な経費を負担することとされている。 また、同法第 75 条において、都道府県知事は、救援の指示を受けたときは、当該都道府県の区域内に在る避難住民等で救援を必要としているものに対し、収容施設の供与などの救援のうち、必要と認めるものを行わなければならないとされており、避難住民等の	国民保護法に基づく国及び避難先都道府県による避難経費、応急仮設住宅、炊き出し等の提供は、あくまでも一時的な支援措置ではあるが、「リュックひとつ」で避難を余儀なくされる離島住民の急場を支えるには、必要不可欠なものである。 しかし、武力攻撃予測事態の認定以前の避難に適用されないことは、離島の実情に照らして大きな問題があると言わざるを得ない。 離島からの避難の手段が限られ、機動展開とのバッチングや相手ミサイルの一斉攻撃もあり得ること等を考慮すれば、この不適用は、防衛省回答 1-01 の

		<p>救援に関する措置に要する費用についても、同法第168条において原則として国が負担することされている。</p> <p>なお、武力攻撃事態等の認定がなされていない場合は、国民保護法は適用されず、これらの国民保護措置も適用されない。</p>	<p>「武力攻撃に十分先立つ迅速な住民避難が何よりも重要」との立場とは両立しがたい。</p> <p>必要な場合における事態認定以前の住民避難への国民保護法の適用ないし準用を、離島住民への特例として制度化するなどの思い切った施策が必要ではないか。</p>
1-15	<p>武力衝突による人的・物的被害、避難に伴う不動産、事業所、農地、家畜など島内資産の喪失、観光客の激減等による損害に対する補償・救済の制度的枠組みはあるか。</p>	<p>内閣官房</p> <p>武力攻撃事態における武力攻撃がどのような規模でどのくらいの期間継続するものか、事前に予測することは不可能である。したがって、武力攻撃による国民の被害についても、どのくらいの大きさのものになるのか、あらかじめ想像することは困難であると考えられる。</p> <p>また、武力攻撃事態において国力がどの程度損耗するかも事態によって大きく異なることから、国の財政が武力攻撃終了後どのような状況にあるのかも予測することはできないものと考えられる。</p> <p>したがって、こうした前提の下に、いわゆる戦災補償について法律であらかじめ定めることは、極めて困難であると考えられる。</p> <p>このように、武力攻撃による国民の被害には様々な場合があり、個別具体的な判断が必要と考えられる。その上で、補償等の問題については、武力攻撃事態終了後の復興施策のあり方の一環として、政府全体で検討すべきものと考えられる。</p>	<p>この回答は、軍命による強制避難で起きた八重山戦争マリアの悲劇や軍用飛行場建設時の土地収用に対しても補償と言える補償はなく、「戦争だから仕方ない」で済まされた先の大戦の悪夢を思い起こさせるものである。</p> <p>回答は、紛争終結後の国民の被害や国の財力が「予測し難い」として、戦災補償について法律であらかじめ定めるのは「極めて困難」と主張している。しかし、国全体についてはともかく、台湾や尖閣諸島に近い有人離島に対艦攻撃用ミサイル(今後は対敵地攻撃用も)の基地など軍事施設を設ければ、有事に島が壊滅的な打撃を受け、全ての財産を失う住民も出る可能性は、容易に予測できるし、最悪ケースを想定した被害額の見積りも十分可能である。</p> <p>国策で島を「最前線」にした政府の責務として、有事に島が被る被害額を予測し、実際に被害が生じた場合には、その程度に応じて「戦災補償」に応じる制度を整えるべきである。</p>
1-16	<p>「先島住民は九州へ避難」などと報道されているが、避難先での生活、教育・学習、医療、就業・営業等への保障、ならびに伝統</p>	<p>内閣官房</p> <p>仮定のご質問にお答えすることは困難であることをご理解いただきたい。</p>	<p>政府は12万人の先島住民と観光客を九州・山口に避難させる計画と言われる。そうなれば、避難の期間は短くても数ヶ月、長ければ生涯帰れなくなる事態も覚</p>

<p>文化、祭祀等行事の保存・継承、元から住んでいる人たちと良好な関係を保ち交流する活動、等への支援の制度的枠組みはあるか。</p>	<p>その上で、一般論として申し上げれば、国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月閣議決定)において、避難住民等の生活の安定等のための措置として、例えば、文部科学省及び地方公共団体は、避難先での学習機会の確保、教科書の供給など、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう適切な措置を講ずるものとされているところ。また、厚生労働省は、必要に応じて、避難住民等に対するきめ細かな職業紹介等の雇用対策を講ずるものとされているとともに、厚生労働省及び地方公共団体は、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずるものとされている。また、沖縄県において実施された本年 3 月の国民保護図上訓練では、関係市町村の避難実施要領の具体化に係る検討において、当該市町村等の意向を踏まえ、避難の実施単位や避難先を地域のコミュニティごととすることを目指し、検討が行われたものと承知しており、引き続き、関係省庁において、こうした沖縄県及び関係市町村の検討の取組を支援しているところである。</p>	<p>悟しなければならない。</p> <p>避難した人たちに従前同様の生活を保障するためには、先島の全家族を収容できる多数の住宅や、全小中高校に相当する校舎、施設、人員や、全医療機関・介護施設に相当する施設と人員などの整備が必要になる。また、生業の全てを失って避難する人たちへの、職場、事業所、店舗、農地等の確保と提供も必要である。さらに、コミュニティや地方自治体機能の保持、伝統文化、祭祀等行事の保存・継承も必要になる。</p> <p>回答は、避難先での生活支援に関する政府の方針として、国民の保護に関する基本方針(2005 年 3 月閣議決定)を挙げているが、同方針には、「避難住民等の生活の安定」のためとして、いくつかの支援策が一般的、抽象的な言葉で並んでいるだけで、上述のような必要施策を具体化する方針は、全く示されていない。職業については「紹介」、住宅復旧については「融資条件の緩和」など、「基本は自助努力」とする姿勢も目立つ。コミュニティの保持にいたっては、「基本方針」には何の記述もなく、回答も「沖縄県及び関係市町村の検討の取組の支援」について述べているだけである。</p> <p>これが、国策によってふるさとを失い「リュックひとつ」で避難を余儀なくされる者への政府の処遇なのだろうか。これではまるで、「何がしか支援はするから難民になってください」と言われているようにしか思えない。</p> <p>この状態で避難を強いることは、不条理である。</p>
--	---	--

1-17	<p>避難生活はどれくらい続くか。どういう条件が整えば島に帰れるか。その際、損害を被ったライフライン、道路、公的施設など生活関連インフラの復旧、住民の島内資産の回復支援、不発弾処理、地雷撤去などを、国が責任を持って行う制度的枠組みはあるか。</p>	<p>内閣官房 仮定のご質問にお答えすることは困難であることをご理解いただきたい。 その上で、一般論として申し上げれば、国民保護法第53条において、避難の必要がなくなったと認めるときは、避難措置の指示を解除するものとされており、武力攻撃に伴う要避難地域の現状や被害の度合、被害に伴う住民の人体への影響の有無等を勘案して、慎重に検討することとなると考えられる。 また、武力攻撃災害の復旧については、基本的には、武力攻撃事態等の終了後において、武力攻撃災害の復旧対象となる施設の被害状況、財政状況等を踏まえつつ実施することとなるが、同法第141条において、国、地方公共団体、指定公共機関等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならないとされているところである。</p>	<p>この回答からは、島外避難からの帰還の条件・時期について、具体的な検討はなされていないという印象を受ける。また、紛争集結後も、「最前線」の島が軍事管理の下に置かれる、あるいは外国軍の占領下に残されている、などの事情で、長期間帰れなくなる場合も考えられる。そのような可能性に触れず、対策も示していないのは、片手落ちと言わねばならない。 また、復旧について、回答は国民保護法第141条の規定を示している。しかし、石垣市の国民保護計画には、「市が管理する施設及び設備の復旧」に関するごく簡単な記述はあるが、電気、ガス、輸送、通信、医療機関、介護施設等の社会インフラの復旧や住民の住宅、事業所、店舗、農地など島内資産の回復支援については何も述べられていない。</p>
1-18	<p>最近、陸上自衛隊に国民保護専門官を置く」と報じられているが、武力攻撃事態においては、国民保護の責任は主として自治体と国の担当部署が担うものとされ、自衛隊は主たる任務である武力攻撃の排除を全力で行い、これに支障のない範囲で住民の避難・救援への支援や武力攻撃災害への対処を行うとされている。このような仕組みの下で、国民保護専門官は、自治体との間に立ってどんな役割を果たすのか、その職務</p>	<p>防衛省 令和5年8月4日 ○ 国民保護専門官は、陸上自衛隊が保有する機能を利用した国民保護措置を計画的に行えるよう、地方公共団体の国民保護計画の作成協力及び指定公共機関との訓練などを通じた連携要領の確認などを実施します。</p>	<p>この回答は不明瞭というほかない。石垣市の国民保護計画は既に作成されているから「作成協力」は不要である。また、指定公共機関と連携して避難の実施にあたるのは、自衛隊ではなく、市の任務である。 では国民保護専門官は一体何をするのか、職務分掌、職務権限を具体的に記した文書を示して説明してほしい。</p>

	分掌、職務権限を説明してほしい。		
1-19	有事の全島避難は、時間的、物理的、経済的、心情的に大きな犠牲・負担を伴うから、離島の戦場化はやめるべきで、そのために最大限の外交的努力を尽くすべきではないか。	<p>外務省</p> <p>○昨年末に策定された「国家安全保障戦略」は、我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主要要素として、まず、外交力を掲げています。我が国の長年にわたる国際社会の平和と安定、繁栄のための外交活動や経済活動の実績を糧に、大幅に強化される外交の実施体制の下、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出するために力強い外交を展開していきます。</p> <p>○日米同盟の強化、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の更なる推進を含む同志国等との連携、周辺国・地域との外交などの戦略的アプローチを着実に実施することによって、我が国を取り巻く安全保障環境の改善に取り組んでいきます。</p>	<p>回答は、質問で最も重要な「離島の戦場化はやめるべき」という主張に全く触れていない。外務省としてこの問題をどう考えているのか、見解を示してほしい。</p> <p>「日米同盟の強化」など軍事優先の色彩が強い外交政策を並べているが、それらはむしろ地域の緊張を高める要因になり、彼我の国力・軍事力からしても、離島の戦場化を防ぐ保障になるとは思えない。離島の戦場化は、それ自体が甚大な被害をもたらすだけでなく、全国の戦場化につながる恐れも十分にある。</p> <p>加藤友三郎ら日本代表のイニシアチブでワシントン海軍軍縮条約に盛り込まれた「太平洋島しょの要塞化禁止条項」の現代版、日中平和友好条約の「すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えない」原則を具体化する仕組み、EUやASEANのような域内平和を保つ地域的枠組みの構築などの、思い切った外交政策の展開が求められているのではないか。</p>
1-20	島外避難の計画とそれを支える制度的枠組みやシェルターの整備がほとんどない状態で、小さな島に対艦、対空ミサイル(近い将来には対敵地ミサイルも)を主要装備とする駐屯地の建設を先行させたのは、順序が全く逆だったのではないか。原発の再起動や新增設にあたっては、一定の基準を満たす住民避難計画の整備が条件とされている例などを勘案してお答えいただきたい。	<p>防衛省</p> <p>1. 南西地域の防衛体制の強化は喫緊の課題であり、これまで奄美大島、宮古島及び与那国島への部隊配置を行ってきたほか、本年3月に石垣島においても、石垣駐屯地を開設し、普通科を中心とした警備部隊、地对空誘導弾部隊及び地对艦誘導弾部隊等を配置したところです。</p> <p>2. このような部隊配置は、力による一方的な現状変更を許容しないと我が国の意思を示し、島嶼部を含む南西地域への攻撃に対する抑止力・対処力を</p>	<p>回答は、肝心の「順序が逆だったのではないか」という質問には答えていない。</p> <p>1. は、南西地域の防衛体制の強化は喫緊の課題と強調し、暗に、だからミサイル部隊の配備の先行はやむを得ない、と言っているようにも読める。しかし、南西地域への部隊配備等が始まった2010年代初頭から既に10年以上が過ぎているが、その間、島々の軍事化が急速に進められる一方、国民保護体制の整備はほとんど放置されてきた。避難やシェルターの必要性が叫ばれるようになったのは、主なミサイル基地が</p>

	<p>高めることで、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、石垣島民を含む我が国国民の安全につながるものと考えています。</p> <p>3. また、国民保護法に基づき、各都道府県及び各市町村はそれぞれ国民保護計画を策定することとされており、石垣市においてもゲリラ・特殊部隊による攻撃や着上陸侵攻等を念頭に国民保護計画を策定していると承知しております。</p> <p>4. その上で、国民保護計画は必要に応じて見直していくべきものと考えており、石垣市が国民保護計画を変更する場合には、防衛省・自衛隊も協力していくとともに、沖縄県や石垣市と国民保護の検討をしっかりと行う考えです。</p> <p>5. 例えば、本年3月17日、国や沖縄県、先島諸島の5市町村等が協力して武力攻撃予測事態を想定した図上訓練を実施しましたが、防衛省・自衛隊からも所要の職員が参加しました。この訓練においては、避難のための輸送手段の確保や先島諸島の5市町村における避難の手順等について一定程度具体化が図られたところです。今年度以降も、関係省庁、沖縄県、先島5市町村等が連携し、継続して検討及び訓練に取り組んでいく予定であり、防衛省・自衛隊としても積極的に参加していく予定です。</p> <p>6. いずれにしましても、防衛省・自衛隊としては、あらゆる事態を想定の上、各種の訓練等を行うとともに、関係省庁や地方自治体との連携を強化し、国民の生命と財産を守るため万全を期してまいります。</p>	<p>完成時期を迎えたごく最近になってからのことである。</p> <p>2. は、南西地域への部隊配置が安全につながる、と述べているが、現実はこれで国民保護措置が不要なほど安全になったと主張できる状況には程遠い。そのことは、政府自身が最近避難やシェルターの必要性を強調し、国、県、市町村が九州各県への避難受け入れ要請、住民避難訓練などを始めていることから明らかである。</p> <p>3. から6. までは、国民保護計画と防衛省・自衛隊の取り組みについての一般的説明だが、これをもって国民保護の体制が万全だなどとは到底言えない。実際には、人口数を超えるシェルターを用意するなど住民保護に力を入れている諸外国に比べて、我が国が大きく立ち遅れていることは周知の事実である。特に、離島住民の避難が抱える諸困難の解決がほとんど手つかずの状態にあることは、これまでの質問と回答からも十分読み取れるだろう。</p> <p>したがって、「順序が逆」の状態は長い間存在し、今も存在している。</p> <p>「順序が逆」にはなっていないと考えているのか。「順序が逆」でも構わないのか。住民の理解と協力を求めるのなら、明確な見解表明は不可欠である。</p>
--	--	--

2. 開設駐屯地の役割について

2-01	<p>防衛省は、当初の住民説明会では駐屯地と部隊の配備目的を「抑止力のため」とし、災害救助、経済効果、防衛の空白を埋める、など「良いことづくめ」の説明をしたが、最近になって配備目的を「抑止力と対処力のため」と変更したのはなぜか。なぜ、初めから目的として「対処力」をあげなかったのか。「有事にならないよう抑止力として配備する」として有事に関する説明も質問への回答も避けてきたことは、適切だったか。</p>	<p>防衛省</p> <p>1 . 石垣駐屯地に関する住民説明会において、累次、対処についてもご説明してきたところです。</p> <p>2 . 具体的には、南西地域の陸自部隊の空白地帯であった石垣島に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種事態の初動対処を行う警備部隊 ・島嶼部に対する侵攻を可能な限り洋上において阻止する地对艦誘導弾部隊 ・抑止が崩れた場合に我が国に飛来するおそれのある航空機や巡航ミサイル等を迎撃する防御的な地对空誘導弾部隊 <p>といった有事においては対処を担う部隊を配置することによって、力による一方的な現状変更を許容しないとの我が国の意思を示し、我が国への攻撃の可能性を低下させる、つまり抑止力・対処力の向上という部隊配置の目的の趣旨について、累次にわたりご説明させていただいてきたところです。</p>	<p>回答は、「有事においては対処を担う部隊を配置する」のだから、対処についても説明してきた、と述べている。しかし私たちが知りたいのは、まさに「有事には対処を担う部隊」を配置しながら、なぜ、配備目的としては「抑止力のため」としか言わなかったか、である。質問が挙げた3点は、いずれも「配備目的として何と言ったか」に関するものである。これらについて、はっきり答えてほしい。</p> <p>参考：</p> <p>1)2016年の第1回住民説明会における事前質問への防衛省の回答(2016年6月)には、「石垣島への部隊配置は、島嶼部への攻撃に対する抑止力を高めるもの」という表現が繰り返し出てくるが、「抑止力と対処力」という表現は全くなかった。その後の説明会や質問への回答でも同様の説明が繰り返され、文書、音声の記録として残っている。自衛隊配備の目的として「抑止力、対処力」という表現が使われたのは、南西地域全体については2021年1月1日の岸防衛大臣インタビュー、石垣島については2023年3月22日の石垣駐屯地開設説明会における沖縄防衛局の口頭説明や4月2日の石垣駐屯地開設記念式典後の浜田防衛大臣の記者会見が最初と思われる。</p> <p>2)回答は、部隊配置の目的が抑止力・対処力の向上にあると説明してきたとして、説明の表現を「例示」している。</p> <p>しかし、数次にわたる住民説明会で防衛省が一貫し</p>
------	---	---	---

			<p>て用いてきた表現は、警備部隊については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害を含む各種事態が生じた際に、迅速に初動対応を行う部隊 <p>中距離地对空誘導弾部隊については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地对艦誘導弾部隊と連携し、作戦部隊及び重要地域の防空を有効に行いうる部隊 <p>というもので、回答が例示したような「初動対処」とか「抑止が崩れた場合に」などの表現は使われていなかった。</p>
2-02	<p>配備部隊の主力装備である12式地对艦誘導弾(SSM)、03式中距離地对空誘導弾(中SAM)は、大規模なミサイル攻撃が予想される有事に、抑止力、対処力として十分な役割を果たせるものか。以前の説明会では、防衛省はこれらに関する質問には一切答えようとしなかった。しかし、南西諸島へのミサイル部隊の配備を主導した元陸上幕僚長岩田清文氏らの著書「自衛隊最高幹部が語る台湾有事」(新潮新書2022年刊)には、2021年8月に日本戦略フォーラム(JFSS)が主催した台湾有事シミュレーションをもとに、2024年4月に南西諸島の各自衛隊基地がミサイル攻撃を受けるという想定の下で、陸自は石垣・宮古のSSM部隊が応戦するも射程が足りず戦果なし、逆に中国のミサイル攻撃によって戦闘機能を喪失する、という評価が示されている(同書154ページ)。仕様上、弾道ミサイル、極超音速</p>	<p>防衛省</p> <p>1. 民間の方が行った評価の一つ一つについて、コメントは差し控させていただきますが、12式地对艦誘導弾を有する地对艦誘導弾部隊は、島嶼部に対する侵攻を可能な限り遠方の洋上において阻止する部隊であり、03式中距離地对空誘導弾を有する地对空誘導弾部隊は、抑止が崩れた場合に我が国に飛来するおそれのある航空機や巡航ミサイル等を迎撃する防御的な部隊です。</p> <p>2. このような部隊配置は、力による一方的な現状変更を許容しないとの我が国の意思を示し、島嶼部を含む南西地域への攻撃に対する抑止力・対処力を高めることで、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、石垣島民を含む我が国国民の安全につながるものと考えています。</p>	<p>質問が引用したのは、岩田清文(元陸将、陸上幕僚長)、武居智久(元海将、海上幕僚長)、尾上定正(元空将、航空自衛隊補給本部長)、兼原信克(元内閣官房副長官補、国家安全保障局次長)という、文字通り自衛隊、防衛省のトップにいた元幹部たちが中心になって日本戦略研究フォーラム(JFSS)主催のシミュレーションの評価を基に書いた本である。ところが回答は、「民間の方が行った評価」として、「一つ一つについて」も「総体として」も、何の言及もしていない。</p> <p>代わりに書いているのは、装備や配備に関する従来の公式説明の繰り返し(ただし「抑止力」の「抑止力・対処力」への変更に合わせているが)に過ぎない。これでは何の答えにもならないことは、明白であろう。</p> <p>南西諸島への陸自配備を主導した自衛隊・防衛省元最高幹部たちが書いた、石垣島の全住民にとってきわめて深刻な内容の本を、「まともに取り上げて事を大きくしたくない」のが本音だとしたら、住民の命を弄ぶ許しがたい態度と言わざるを得ない。</p>

	<p>ミサイルには対処できない中SAMについては何の言及もない。この評価が正しければ、島を相手のミサイル攻撃にさすだけで抑止力はおろか対処力にもならないミサイルを配備したことになる。この評価は間違っているか。間違っていると考えるなら、理由も示して説明してほしい。</p>		
2-03	<p>防衛省は、有事の際、石垣島がどのような状態に置かれると想定しているのか、その時配備部隊はどんな役割を果たすのか、メリット、デメリットも含めて説明してほしい。</p>	<p>防衛省</p> <p>○ 国民の命と平和な暮らしを守るためには、あらゆる事態に万全の備えを整備しておくことが必要であり、防衛省として、平素から、様々な事態への対応について、不断の検討を行っています。</p> <p>○ その上で、各種事態において、個々の部隊の役割を含め、我が国としてどのような対応を取るかについては、実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して判断していくものと考えていますが、お尋ねの石垣島には、各種事態の初動対処を行う警備部隊のほか、12式地对艦誘導弾を有する地对艦誘導弾部隊及び03式中距離地对空誘導弾を有する地对空誘導弾部隊が配備されています。12式地对艦誘導弾は、島嶼部に対する侵攻を可能な限り遠方の洋上において阻止すること、03式中距離地对空誘導弾は、抑止が崩れた場合に我が国に飛来するおそれのある航空機や近接ミサイル等を迎撃することを目的とした装備品であり、これらを有効に活用し、対処していくこととなります。</p> <p>○ 一方、これ以上の詳細については、自衛隊が想定する事態の内容や、これに関する自衛隊の見積も</p>	<p>回答は、「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について」が述べた「島嶼部に対する攻撃に対しては、安全保障環境に即して配置された部隊に加え、侵攻阻止に必要な部隊を速やかに機動展開し、海上優勢及び航空優勢を確保しつつ、侵略を阻止・排除し、島嶼への侵攻があった場合には、これを奪回する。その際、弾道ミサイル、巡航ミサイル等による攻撃に対して的確に対応する。」という程度の大まかな有事想定と対処方針も示していない。</p> <p>相手の着上陸侵攻や大規模ミサイル攻撃があり得ることに、機動展開にすら、全く口をつぐんでいる。国防の基本方針を定めた閣議決定文書に書かれたことさえ、「お答えできない」のだろうか。</p> <p>代わりに書いているのは、従来からの装備品の役割等の公式説明に、「抑止力・対処力」に合わせた記述を加えただけのものである。あとは「これ以上は、お答えできない」で済ませている。</p> <p>これでは、起こり得る事態の想定と対処方針についてでき得る限り正確に説明し、メリット、デメリットを示した上で、住民の理解と協力を求めるという、民主主義国の国防組織のあるべき姿とは程遠い対応と言わざ</p>

		り、自衛隊の防衛態勢が明らかになるおそれがあることから、お答えできないことを御理解ください。	るを得ない。
2-04	「台湾有事」の際、中国大陸の東岸部から発射される弾道ミサイルが石垣島に到達するまでに要する時間、石垣島に着弾する確率、迎撃される確率、市民が着弾前に安全な場所に避難できるか、それぞれについて、防衛省の見積もり、見解を示してほしい。	<p>防衛省</p> <p>○「台湾有事」という仮定の質問にお答えすることは困難です。</p> <p>○その上で、一般論として申し上げれば、国民の命と平和な暮らしを守るためには、あらゆる事態に万全の備えをしておくことが必要です。</p> <p>○こうしたことから、防衛省としては、平素から、様々な事態の対応について、不断の検討を行っています。一方、個々の検討の具体的な内容については、自衛隊が想定する事態の内容や、これに関する自衛隊の見積もり、自衛隊の防衛態勢が明らかになるおそれがあることから、お答えできないことを御理解ください。</p>	<p>弾道ミサイルの飛翔時間、着弾確率、着弾前避難の可能性は、広く報道、レポート、議論されており、防衛省の一般的見解を示しても「防衛態勢が明らかになる」とは思えない。迎撃確率も「ホワイトサンドでの実験結果では」等と、報道データを基に説明出来るだろう。</p> <p>「何でも秘密」主義では、信頼は得られないのではなかろうか。</p>
2-05	隊庁舎の一部に地下室が設置され、有事にミサイル攻撃などを避けて作戦室として使うと報じられている。この地下室は、安保3文書(2022年12月閣議決定)に述べられている自衛隊の持続性・強靱性強化の一環か。今後、駐屯地内の他の施設も地下化するのか。市民用にも地下シェルターが必要になると考えているか。	<p>防衛省</p> <p>1. 石垣駐屯地の隊庁舎については、令和元年度に完了した設計に基づき整備を行っており、令和4年12月に閣議決定された防衛力整備計画に基づく整備ではありません。</p> <p>2. また、現在石垣駐屯地内の他の施設の地下化について、具体的な計画はございません。</p> <p>3. なお、市民用の地下シェルターの整備については、内閣官房を中心に、国民保護に対応するための緊急一時避難施設の指定推進など様々な取組を行っていることと承知しており、防衛省としてコメントする立場にございませんが、防衛省としても、こうした政府全体の取組とあいまって、様々な種類の避難施設の</p>	<p>時系列からすれば「安保3文書に基づく」整備ではないだろうが、知りたいのは安保3文書の言う持続性・強靱性強化策に適合するものかどうかだが、この回答からはわからない。</p> <p>駐屯地内の他施設の地下化について、「具体的な」計画はないと、一般的な構想はあるともとれる回答をしている。</p>

		確保を行ってまいる考えです。	
2-06	有事にミサイル弾薬庫(火薬庫)が相手のミサイル攻撃を受けて破壊され、爆発する可能性についてどのように評価しているか。	防衛省 2-06、2-07 1 . 防衛省としては、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、平素から安全保障環境に即した部隊配置を行い、南西諸島における防衛体制を目に見える形で強化してきています。 2 . このような部隊配置は、力による一方的な現状変更を許容しないとの我が国の意思を示し、島嶼部を含む南西地域への攻撃に対する抑止力・対処力を高めることで、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、石垣島民を含む我が国国民の安全につながるものと考えています。 3 . その上で、火薬庫の設置に当たっては、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする火薬類取締法等の関係法令に基づき、十分な保安距離を確保するなど、適切に対応しているところ です。	質問は、爆発時に起こり得る4つの効果を具体的に挙げて訊ねている。しかし回答は、主に爆風に対して定められた火薬類取締法上の保安距離にしか触れていない。他の効果についても答えてほしい。
2-07	ミサイル弾薬庫が爆発した時に 1)爆風 2)金属等破片の飛散 3)推進剤の着火によるミサイルの暴発 4)塩化水素ガスなど有毒ガスの発生 のそれぞれによる市民への影響とその及ぶ範囲について、どのように評価しているか。		
2-08	弾薬庫に関して、 1)ミサイル攻撃で破壊されやすい地上覆土式を採用したのはなぜか。 2)宮古島市では3棟(現在は2棟)なのに石垣市では4棟(現在は3棟)と数が違うのはなぜか。 3)土堤(防護壁)が、駐屯地の施設が並ぶ北西側に設けられ、開南集落がある南東側にはないが、これはなぜか。	防衛省 1 . 火薬庫の設置に当たっては、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする火薬類取締法等の関係法令に基づき、火薬庫の構造や土堤の配置等を決定するなど、適切に対応しているところ です。 2 . また、それぞれの火薬庫の棟数については、それぞれの必要数を想定した上で決定しております。	1)ミサイル攻撃への脆弱性を問題にしたのに、「火薬類取締法などに基づき…」では、全く答えにならない。それとも、火薬類取締法を守ればミサイル攻撃にも盤石、と考えているのか？ 2)それでは、石垣島には、宮古島と異なるどんな必要性があるのか。 3)については、全く無視している。なぜか？
2-09	配備された12式地对艦誘導弾と03式中距離地对空誘導弾の発射機車両は、それぞ	防衛省 1. 個々の駐屯地に実際に配備されている地对艦誘	では、なぜ宮古島市では公表したのか？

	れ何台か。このような基本的情報は宮古島市では着工前に明らかにしたのに、石垣市ではいまだに発表しないのはなぜか。	導弾部隊及び地对空誘導弾部隊の発射機の数については、自衛隊の能力が明らかになることから、お答えを差し控えさせていただきます。	
2-10	訓練場を今後どのように整備するのか。その際、樹木は伐採するのか。	防衛省 1. 現時点で、今後の訓練場における整備計画について定まったものではありません。	既に開設した駐屯地の訓練場について「定まった整備計画がない」とは、国費の無駄遣いに当たるのではないかと。樹木の伐採については、なぜ一言も触れないのか。
2-11	住民の不安を払拭し、安心な生活を保障するために、駐屯地に関する住民からのあらゆる質問にいつでも答えるシステムを開設する用意があるか。これこそが、国民を守るという理念の根本と考えるがいかがか。	防衛省 1. 石垣駐屯地に関するご質問やご意見については、石垣駐屯地の窓口において対応しているところです。 2. 防衛省としましては、日頃より、住民の皆様のご意見に耳を傾けつつ、石垣市と調整を行いながら、様々な形で情報提供させていただいております。引き続き、住民の皆様からの御意見を伺いながら、丁寧な対応に努めてまいります。	「窓口で対応」、「ご意見に耳を傾け」、「丁寧な対応」などと言うが、その一方で、市民連絡会の要望書をゲート前でしか受け取らない。口先だけで、行動が伴っていないのではないかと。
3. 駐屯地からの排水、騒音、訓練などが市民生活・自然環境に与える影響について			
3-01	排水路の計画を最近変更したというが、どこを、どう変更したのか。図表や写真をつけて説明してほしい。大量の降水によって排水路があふれ、赤土が流れ出す危険をどう評価し、どう対処しようとしているか。宮古島市のような蒸発散処理の方式を、なぜ採用しないのか。	防衛省 (排水路の計画変更) 1. 当初の排水計画では、調整池からの排水を既設の排水路(ボックスカルバート)を改修して排水することにしていたのですが、本年3月に既設の排水路付近の未取得であった土地を取得できたことから、既設の排水路を改修せずに排水することが可能な排水計画に変更したところです。 (大量の降水に対する対処)	(排水路の計画変更) 1. 既設の排水路を使用することが可能になったというが、敷地内の図表や写真の添付がない。 変更前と変更後の図面を明らかにしてほしい。 (大量の降水に対する対処) ボックスカルバートの許容放流量はいくらと算出しているのか？調整池に流れ込む雨水は駐屯地以外の部分も含まれているのか？大里農道側溝からボックスカルバートへの流水はどうなっているのか？

		<p>1. 駐屯地からの雨水排水については、建物や道路等の舗装が整備されることにより、雨水流出係数が高まり流出量が増加することとなるため、調整池の計画にあたっては、沖縄県林地開発審査基準の降雨強度式をもとに雨水排水量を算出しています。</p> <p>2. そのうえで、既設の排水路(ボックスカルバート)の水位痕から許容放流量を算出し、下流側の安全確保のために放流量を縮減できる十分な貯水能力を持つ調整池を設置しています。</p> <p>(赤土流出に対する対処)</p> <p>1. 石垣駐屯地における工事は、沖縄県赤土流出防止条例に基づき、沖縄県に提出した事業行為通知書の内容に沿って実施しています。</p> <p>(浄化槽方式について)</p> <p>1. 沖縄県浄化槽取扱要綱においては、浄化槽の処理水について適当な放流先がない場合には、蒸発散方式により処理することとされております。</p> <p>2. 石垣駐屯地の周辺には放流先となりうる既設の排水路が存在していたことから、石垣市と調整し、駐屯地内の調整池に流下させた上で、既設の排水路に放流することとしたものです。</p>	<p>(浄化槽方式について)</p> <p>既設の排水路とは大里農道下のボックスカルバートであるが、その先は私有地であり、地図上も登記簿上も田、畑、原野であるのに、防衛局は「沢」として届けている。明らかに虚偽の届け出ではないのか。説明を求める。</p>
3-02	<p>理学博士東田盛善氏が2022年11月の日本工業用水協会会誌「工業用水」論文集に発表した研究論文で、駐屯地近くにある宮良川支流のアヤマン川と宮良川本流が、下流にある大浜地下第2水源地の地下水を涵養していると考えられることが明らかになった。これは、駐屯地の排水が、大浜地下第</p>	<p>防衛省</p> <p>1. ご指摘の論文は、石垣島の宮良(みやら)川及びその支流であるアヤマン川の流域の陸水の水質について考察されたものであり、家畜排泄物等に由来する硝酸態(しょうさんたい)窒素の濃度が、畜産団地の廃業により近年減少傾向にあることから、宮良川の流域にある大浜第2地下水源地の地下水は宮良</p>	<p>東田氏の論文を承知しているとしながら、駐屯地の排水が、大浜地下第2水源地をはじめ下流で取水される飲料用地下水及び農業用水に影響を及ぼす可能性があるため、その調査をしたかどうか、またどのような評価をしてきたかを尋ねているが、答えていない。</p> <p>生活排水、し尿等は浄化槽で処理され調整池に流れていくが、回答は、「適切に処理されている」としてい</p>

	<p>2水源地をはじめ下流で取水される飲料用地下水及び農業用水に影響を及ぼす可能性を示している。防衛省は、この影響について、これまでどのように調査し、評価してきたか。また、今後も、季節ごとに最低年4回程度、調査方法、調査個所について東田氏など地元の専門家の協力を得ながら調査し、結果を市民に公表することが必要と思われるが、その用意はあるか。万一汚染が確認された場合に必要となる市民の損害への補償、排水処理方法の変更について、どう考えているか。</p>	<p>川及びアヤマシ川から涵養されていると考えられるとされていることは承知しています。</p> <p>2 . 石垣駐屯地からの排水については、関係法令の基準を満たす水質まで処理したうえで、流量調整を行うなど、適切に措置されているものと考えています。</p> <p>3 . なお、車両整備場などの油脂類を取り扱う施設からの排水については、一般のガソリンスタンドと同様に、油脂類が流出しないように油分離槽を設置し、油脂類を取り除き、雨水と同様に調整池を通じて排水しています。</p>	<p>る。しかし、車両整備場等薬剤を使用する際の排水については、油分離槽で処理できないものもあると宮古島駐屯地建設時の水審議会学術部会で指摘されている。安全性の確認が必要であると同時に、放流先の土壌に蓄積されることはないのか科学的説明を求める。</p> <p>また、調査の必要性・内容、万一の汚染について答えて欲しい。</p>
3-03	<p>弾薬庫、燃料貯蔵庫など駐屯地内施設で、有機フッ素系化合物(PFAS)を含む泡消火剤を利用しているか。利用する計画があるか。PFAS は使わないとすれば、消火剤として何を使うのか。弾薬庫などでは火災消火訓練が必須だが、訓練にはどんな消火剤を使うか。</p>	<p>防衛省</p> <p>石垣駐屯地内施設ではPFASを含む泡消火剤は保有しておらず、使用予定もありません。消火剤としては、規制の対象となる物質を含まないものを使用します。</p> <p>なお、消火訓練においては、消火剤を使用しない訓練を実施しております。</p>	<p>「消火剤を使用しない訓練」とはどのような訓練か？</p>
3-04	<p>駐屯地内の全ての施設で洗浄、消火、塗装、サビ落としなどに使用するすべての薬剤、化学物質の製品名とSDシートが未だに開示されていない。未公表の理由は使用品目が未定のためとされていたが、駐屯地が開設された今、使用品目はすべて明らかにはずである。速やかな公表を求める。</p>	<p>防衛省</p> <p>石垣駐屯地の給油所や車両整備場で使用される消火剤や洗剤等の消耗品については、添付のリストの品目を使用しております。</p> <p>自衛隊が仕様を示して製造を委託している品目に関するSDS(安全データシート)は添付のとおりです。</p> <p>市販品のSDS(安全データシート)は、各製造企業のホームページ等にて閲覧ください。</p> <p>[別紙 添付資料]</p>	<p>質問は、駐屯地内の全ての施設について訊ねたのに、リストには車両整備場で使用されている品目しかない。整備場、弾薬庫(火薬庫)を含む他の施設の使用品目も示してほしい。</p> <p>「自衛隊が仕様を示して製造を委託している品目に関するSDS(安全データシート)」については、現在専門家に分析依頼中。市販品の SDS(安全データシート)については検索中。検索後分析を依頼する予定である。</p>

		陸上自衛隊石垣駐屯地の車両整備場で使用される品目について SDS 集積 20 件	
3-05	駐屯地外での車両走行訓練、徒歩訓練等の頻度、種類、規模・参加人員数、交通規制の有無等について説明してほしい。訓練の日時、場所、内容について住民に事前に通知するか。2023年3月5日の百数十台もの車両や18日のミサイル弾薬の移動・搬入の時のように、日時、経路を知らせずに行うのか。交通事故、騒音、教育環境や子どもたちの心身への悪影響等を防止するために、どのような対策をとるのか。	防衛省 ○ 訓練部隊の運営等の所要に合わせて各種訓練を実施しており、駐屯地外での車両走行訓練については、月に10回程度、車両を2～3両程度使用し、10名程度で実施しています。また、交通規制については実施しておりません。	駐屯地外での車両走行訓練について、応えているが、徒歩訓練も含め具体的に、日時、場所、内容の事前通知、交通事故、騒音、教育環境や子どもたちの心身への悪影響等防止対策についても答えてほしい。
3-06	騒音、車両走行、駐屯地外訓練等に伴って市民生活に被害が生じる場合、どのように補償するか。また、観光産業に与えるダメージが明らかになった場合、どう補償するか。補償制度の枠組み、手続等について説明してほしい。	防衛省 ○ 仮に自衛隊の重車両の頻繁な使用等により、農業や漁業事業者等に対して経営上の損失を与えた場合には、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第13条の規定に基づき、その損失を補償しています。	
3-07	駐屯地内外での騒音を伴う訓練、夜間照明、グランドへのヘリ、オスプレイの離着陸などが、特別天然記念物カンムリワシをはじめ、自然環境に及ぼす影響をどう評価し、どのような対策を講じるか。カンムリワシなど希少生物の生態調査をはじめ今後の環境調査計画はどうなっているのか。	防衛省 (前段の運用に関する記載について) ○ 訓練を含む自衛隊の活動については、地域住民の皆様への負担や安全に係る配慮をしつつ、航空法を始めとする法令等を順守し、極力、カンムリワシの営巣活動に影響のないように配慮します。	
3-08	防衛省がこれまで調査したとして石垣市教育委員会が公表してきたわずかの結果では、駐屯地の建設工事期間中に付近のカン	防衛省 1. 工事中の環境モニタリング調査においては、カンムリワシの営巣活動に影響を与えないよう、親鳥の	

	ムリワシが営巣・子育てに成功し、雛が巣立ったかどうかは、判断できない。防衛省が巣立ちを確認したのであれば、その確かな根拠を示してほしい。	行動などを確認するとともに、有識者と石垣市に確認した上で営巣活動の開始及び終了を判断しております。	
3-09	カンムリワシの生息環境が減少している石垣島では、草地、湿地、樹木が適度に揃った旧ジュマールゴルフガーデンは、於茂登前山の南斜面をテリトリーとするカンムリワシにとって、絶好の餌場、サンクチュアリーとなっていた。沖縄県の環境アセスメントも逃れて、そこをコンクリートだらけの駐屯地に変えた結果、斜面側を飛ぶカンムリワシはほとんど見られなくなり、訓練場予定地を含むさらに下部の林や畑に移動したと思われる。結果的にカンムリワシの生息域を奪うことになった責任を、防衛省はどのように感じているか。今後、少しでも元の環境に戻すために、どんな対策を考えているか。	防衛省 1. 駐屯地周辺には、特別天然記念物であるカンムリワシが生息しており、例年4月から7月に営巣活動が確認されていることから、営巣活動に影響を与えないように石垣市や有識者の意見を踏まえながら、一時的に突発的な作業音が生じる作業を控えるなど、必要な保全措置を実施し、適切に対応しております。 2. また、周辺にすむ生物が生息できる様にした空間（ビオトープ）の創出による、餌場の確保、開発事業を行った区域における緑化、植樹及び移植などの対応を行っております。 3. なお、沖縄防衛局で実施している環境モニタリング調査では、駐屯地周辺において、カンムリワシの営巣活動を毎年確認しており、また、一年を通してカンムリワシの活動を確認していることから、カンムリワシの生息域を奪ったとのご指摘はあたらないものと考えております。	
4. 今後の駐屯地の強化、拡張について			
4-01	石垣島に、他国の国土を攻撃できる反撃能力（敵基地攻撃能力）ミサイル、スタンド・オフ・ミサイルなどの長射程ミサイルを配備するか。その種のミサイルの配備先は未定というが、将来にわたって石垣島には配備し	防衛省 1. スタンド・オフ・ミサイルの配備先については、検討中であり、現時点で決まっておりません。	これは、きわめて重要な回答である。「配備先は検討中」で、「現時点で決まっていない」とは、従来の防衛省の回答法からすれば、長射程ミサイルの石垣島配備の可能性は十分あることを意味する。政府は国産長射程ミサイルの開発を急いでいるから、石垣市長の

	ないか。		<p>現任期が満了する 2026 年春以前にも配備問題が浮上する可能性がある。</p> <p>他国の国土を攻撃する長射程ミサイルの配備は、有事発生と同時に島がミサイル一斉攻撃を受ける可能性を格段に高めるものであり、石垣市議会は反対の意見書を出している。これを、十分な説明と全市民の議論を経ることなく、「政府が決めたらずぐに配備する」ことは許されない。</p>
4-02	<p>石垣島で、米軍との共同訓練・演習、駐屯地の施設・装備の共同使用、米軍の配備・常駐、を行うか。特に、新たにMLR(海兵沿岸連隊)の沖縄配備を予定している米海兵隊が、南西諸島の多数の離島に展開・移動しながら対艦ミサイルで相手艦船を攻撃するという遠征前方基地作戦(EABO)のために、共同演習や攻撃拠点の提起が予想される。他の地域では既にそのための演習が行われているが、石垣島でも応じるか。その際、同作戦で展開先とされている飲料水が得られる約 40 の離島とは具体的にどの島々のことか、明らかにされたい。</p> <p>この件に関しては、2019年2月13日の住民説明会で、沖縄防衛局の伊藤晋哉企画部長(当時)は、石垣島への米軍の配置は計画にないし今後もないと述べた。そのことを踏まえて回答してほしい。</p>	<p>防衛省</p> <p>○ 自衛隊と米軍との共同訓練・演習、施設・区域の共同使用は、運用に係るより緊密な日米間の調整、相互運用性の拡大などの観点から、充実すべき日米協力分野の一つであると考えており、これまでも様々な検討を行ってきており、具体的な取組も進展しています。</p> <p>○ そのうえで、現時点で、石垣島内で行う共同訓練について決定されたものではありませんが、今後実施することとなった際は、関係自治体等に適切にご説明する考えです。</p> <p>○ また、石垣島内において、現時点で、米軍との共同使用や米軍の駐留について具体的な計画はありません。</p> <p>○ なお、おたずねの「約40の離島」については、防衛省として承知しておりませ</p>	<p>この回答で最も注目すべきなのは、第3段落で石垣島内での米軍との共同使用や米軍駐留について、現時点で具体的な計画はないと述べたことだろう。防衛省のこれまでの回答で、「現時点では…ない」は「今後は、ある」という意味だったから、米軍の駐留、例えば遠征前方基地作戦(EABO、防衛省の訳語では機動展開前進基地作戦)用の米海兵隊指揮所の設置、などが検討されていると思われる。これは、2019年の住民説明会における伊藤晋哉沖縄防衛局企画部長(現沖縄防衛局長)の「米軍の配置は将来もない」という約束に反する動きであり、明確な説明が必要である。</p> <p>第2段落では、石垣島内で行う共同訓練について「決定されたものはない」が、実施する場合には関係自治体等に適切に説明すると答えている。この回答がうりずんの会の国会議員に提出されたのは8月上旬頃と思われるが、8月29日には、陸上幕僚監部が石垣島を実施場所を含むEABO対応の日米共同実動訓練レゾリュート・ドラゴン23の実施を発表し、2023年10月14日から31日の期間内に、米海兵隊と米陸軍約100名や陸上自衛隊のオスプレイが石垣島に来て、机</p>

			<p>上演習、戦傷者搬送訓練を行った。2019年の住民説明会で「石垣島で日米共同訓練の計画は全くない」と明言しながら、駐屯地開設後早くも実施したこと自体許しがたいことだが、わずか半月後に公式発表する計画さえ隠すとはいかがなものか。また、「関係自治体への適切な説明」と言うが、実際には、市当局への「決定事項の通知」しかなく、石垣市議会の抗議意見書も無視して強行した。これでは、住民の信頼は得られない。</p> <p>第1段落では、日米共同訓練、共同使用の重要性を強調して、様々な検討を行い、具体的な取組も進展していると述べている。これからはどんどん行う、という宣言だろう。</p>
4-03	<p>多様な生物が生息し、八重山の重要な観光資源であり、一般車両の進入が禁止されている海岸で、上陸用舟艇、水陸両用車などを用いた上陸訓練を行う計画はあるか。現在は無いとしても、将来にわたって行わないか。</p>	<p>防衛省</p> <p>○ 現時点において石垣島の海岸で着上陸訓練を実施する計画はありませんが、今後実施することとなった際には、関係法令を遵守するとともに、関係自治体等に適切にご説明する考えです</p>	<p>この回答も重要である。「現時点ではない」だけでなく「今後実施することになれば」とまで踏み込んでいる。海岸での上陸訓練は、実施するつもり、ということだろう。</p> <p>中山市長はマスコミの取材に「海岸で上陸訓練することには反対」と語っている。首長の反対すら押し切って実施することは、到底許されない。</p>
4-04	<p>以前の説明会で建設予定のグラウンドを、大型ヘリ等の離着陸にも使用すると述べたがいつ頃離着陸を開始するか。離着陸の頻度はどれくらいか。オスプレイの離着陸も予定しているか。</p>	<p>防衛省</p> <p>○ 建設予定のグラウンドを使用し離着陸する可能性はありますが、離着陸する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係自治体等に適切にご説明する考えです。</p>	<p>グラウンドが完成したら離着陸を開始するという答えと思われるが、離着陸の頻度とオスプレイの使用の有無についても答えてほしい。</p>
4-05	<p>於茂登前山に横穴・竪穴を掘って、岩体に覆われた格納庫、掩体壕、弾薬庫、トンネル通路等を造る計画はあるか。</p>	<p>防衛省</p> <p>1. 現時点では、於茂登岳において、格納庫、掩体壕、弾薬庫、トンネル通路を整備する計画はありませ</p>	<p>これも、「現時点では…ない」回答だから、「今後はあり得る」と思われる。</p>

		ん。	
4-06 前段	平得大俣の駐屯地の敷地の拡張、島内他所での分屯地の設置、屋良部半島、平久保半島などへのレーダーサイトの設置、島内各地のミサイル車両展開先に駐車場、車両回転場、発射地点などの設置の計画はあるか。また、艦船補給基地の設置など海上自衛隊の配備を計画しているか、明らかにされたい。	1. 南西地域における防衛体制の強化のため、不断の検討を行っているところであるが、御指摘の点について、現時点で具体的にお示しできるものではありません。	「現時点で具体的に示せるものはない」とは、「示せないものならある」とも取れる。海上自衛隊補給基地を含めて、「全てあり得る」という回答である。 防衛省は、既に2023年8月末に提出した24年度概算要求に、石垣駐屯地関連で新たな用地取得費を含めて100億円以上を計上し、レンジャー隊員訓練施設など新たな施設の建設を要求していると報じられているが、それらについても説明していないのはなぜか。24年度概算要求と用地取得計画の内容について、石垣市と市民に説明会を開いて説明してほしい。これについてさえ、「現時点で具体的に示せない」というのなら、その理由を明らかにすべきである。
4-06 後段	さらに、2020年秋に設置予定が報じられて大きな問題になり、防衛省が「検討」を約束した、開南集落前の新ゲート設置の計画はどうなったか、その後の検討状況を説明してほしい。	防衛省 1. グラウンド側ゲート設置の件については、石垣市長からゲートの位置の変更について御意見があったことから、これを真摯に受け止め、当該ゲート位置について、様々な観点から検討しております。 2. なお、グラウンド側ゲートの検討に当たっては、駐屯地開設後におけるグラウンドの利用状況等や部隊運用状況等も踏まえ、総合的に行っていくこととしております。 3. いずれにしましても、グラウンド側のゲートについては、検討ののちに、改めて石垣市に説明させて頂く予定としております。	住民の強い反対と市長の意見にも関わらず、「グラウンドの利用状況や部隊運用状況」によっては最初の計画通りの位置に造ることもある、という回答である。
4-07	桃里付近の国道390号線から西へ200m弱離れた北緯24度25分42秒、東経124度14分40秒の地点に、7本のVLFアンテナ	防衛省 1. お尋ねのありました施設については、防衛省・自衛隊の施設ではありません。	潜水艦との交信用の超長波アンテナ群と良く似た形をした施設である。防衛省・自衛隊のものではないと確認したのなら、どの機関の施設かも教えてほしい。

	ナらしいものを円周上にならべた施設があるが、これは防衛省・自衛隊のものか。仮にそうだとすれば、何のための施設か。		
4-08	有事が迫った時の自衛隊・米軍の機動展開と住民避難の効果的実施を理由に、石垣空港と石垣港の拡張・強化を計画するか。	<p>防衛省</p> <p>○ 南西諸島の空港や港湾等は、離島の住民生活や観光といった産業基盤のみならず、有事や災害等の各種事態における人員や物資の輸送の観点においても、大変重要な役割を担うものと認識しています。</p> <p>○ 防衛省としては、多様な空港・港湾等を平素からの訓練も含めて柔軟に利用できることが重要と考えており、本土からの輸送手段が船舶や航空機に限られる南西諸島には、部隊運用上の有用性が高いものもあるため、防衛上のニーズを踏まえた公共インフラの整備や利活用について、引き続き、関係省庁と議論していきたいと考えています。</p> <p>○ また、これらの取組は、地元自治体、住民の皆さまに丁寧に説明しながら進めていく考えですが、いずれせよ、現在、具体的な内容については検討中であるため、お尋ねについてお答えすることは困難です。</p>	<p>有事の人員、物資の輸送には、住民避難とともに、自衛隊、米軍の機動展開や作戦利用も含まれる。この目的で空港、港湾を拡張、強化すれば、有事には自衛隊、米軍が大規模に利用し、機動展開とのバッティングがより深刻化して住民避難をより難しくする。</p> <p>さらに、「空港・港湾等を平素から訓練に利用し」、「部隊運用上の有用性」を高めれば、平時から「軍民共用」とみなされ、有事発生とともに軍事目標として攻撃・破壊される危険が増す。</p> <p>このように住民の運命に重大な影響を及ぼしかねない拡張・強化について、地元自治体、住民に、その内容とメリット・デメリットを丁寧に説明するのは当然だが、「具体的な内容」の検討段階から、十分な議論の機会を保障して住民意見を反映しながら進めることが必要である。</p>
4-09	安保3文書(2022年12月閣議決定)には、事実上の先制攻撃体制であり専守防衛の逸脱と憲法違反となる恐れが強い米軍IAMD(統合防空ミサイル防衛)への参加がうたわれているが、石垣駐屯地はIAMDで何らかの役割を担うのか、担うとすればどのような役割か。	<p>防衛省</p> <p>○ 国家防衛戦略等においては「統合防空ミサイル防衛能力」を強化することとしていますが、これはあくまで我が国の主体的な取組であり、米国が推進するIAMDに「参加」するものではありません。</p> <p>○ その上で申し上げれば、自衛隊及び米軍は、各々独立した指揮系統に従って行動し、かつ、自衛隊は、憲法、国際法、国内法に従って行動することは言うまでもありません。</p>	<p>「石垣駐屯地がIAMDで役割を担うか、担うとすればどんな役割か」という肝心の質問には回答がない。明確に答えてほしい。</p> <p>「主体的な取組であって参加ではない」が政府の公式見解ではあろうが、実際の情報、指揮の流れ、米軍に合わせた自衛隊組織の改編等を見れば、米軍主導の防衛構想に日本が加わる、あるいは組み込まれる、のが現実の姿であることは、否定できない事実と思われる。</p>

4-10	今後の駐屯地の拡張、新しい施設、装備、部隊の配備等について、事前に市民に知らせ、住民説明会の開催に応じる用意があるか。	<p>防衛省</p> <p>1. 市民の皆様への情報提供や住民説明会については、個々の案件や事業の進捗に応じ、関係自治体と調整を行いながら、対応させていただきたいと考えております。</p>	<p>防衛省の意向を訊ねているのに、「関係自治体と調整しながら対応」とのみ答えている。これでは、「自治体側に希望がない」などと「関係自治体」に責任を押し付けて、情報提供や住民説明会を行わないことにもなりかねない。</p> <p>防衛省自身には、駐屯地の拡張、新しい装備、部隊の配置等について、情報提供や住民説明会を行うつもりはあるのかないのか、はっきり答えてほしい。</p>
------	---	--	---

5. 平和な外交交渉による問題解決について

5-01	紛争解決に武力を使わないと誓った平和憲法を持つ国として、敵基地攻撃や先制攻撃や際限のない軍拡を進めるのは憲法違反ではないのか。米軍と一体化して戦うのも違反ではないか。徹底的な外交交渉が先と考えるがいかがか。	<p>防衛省</p> <p>○ 国家安全保障戦略等においては、まず優先されるべきは外交努力であり、同時に、外交には裏付けとなる防衛力が必要であるとの考え方を示しました。</p> <p>こうした考え方に基づき、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、国民の命や平和な暮らしを守り抜くため、防衛力の抜本的強化を具体化したところ です。</p> <p>○ その上で、今回保有することを決定した反撃能力は、憲法、国際法、国内法の範囲内で運用され、専守防衛を堅持し、先制攻撃は許されないことは言うまでもありません。</p> <p>○ また、自衛隊及び米軍は、各々独立した指揮系統に従って行動することも言うまでもなく、「米軍と一体化して戦う」とのご指摘はあたりません。</p> <p>○ このように、外交力、防衛力を含む総合的な国力を最大限活用しつつ、力強い外交を展開し、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創</p>	<p>回答の第2段落は、憲法の範囲内で防衛力を持つ立場の表明というよりも、むしろ、「敵地攻撃能力を持つても違憲ではない」、あるいは「『憲法、国際法、国内法の範囲内で運用され、専守防衛を堅持し、先制攻撃は許されない』と言さえすれば、何でも持てる」というところまで憲法9条の規範力を引き下げた、と言うに等しいのではないか。</p> <p>そして、他の段落が言う、外国攻撃も可能な「防衛力」を「裏付け」に、「力強い外交を展開する」とは、「力による外交」、つまり国連憲章が禁じている「武力による威嚇」をも伴う、かつての「砲艦外交」にも通じる立場なのではないか。</p> <p>そのような姿勢を続ければ、「力には力」と果てしない軍拡競争の悪循環に陥り、地域の緊張を高めるだけで、戦争の危険を取り除く力にはならず、逆に近づけることになりかねない。</p> <p>「最前線のミサイル基地」が置かれ、台湾などを巡り有事が発生すれば戦場化は避けられないと言われる</p>
------	---	--	--

		出してまいります。	島に住む私たちは、何よりも戦争の回避を望んでおり、そのためには、「力に頼らず」対話で問題を解決する外交力の抜本的強化こそ急務、と切実に感じている。
5-02	<p>我が国は、「台湾有事」や「尖閣有事」を理由に更に大規模な軍拡に向かうのはやめて、以下の理由による平和な外交交渉によって尖閣領有権問題の解決や台湾問題を巡る中台間話し合いを支援し、戦争を回避することにこそ全力を尽くすべきと考えるが、いかがか。</p> <p>○ 中国公船の尖閣諸島領海への侵入は2012年当時よりは減少し、周辺状況に大きなトラブルはなく、比較的安定していると言われる。</p> <p>○ 台湾問題については、中国政府は平和的統一を基本方針と言明している。同時に、「外部勢力の干渉と台湾独立勢力の分裂活動」に備えて武力行使の放棄は約束しないとしているが、それは中国政府が以前から表明している立場であり、最近言い出したことではない。最近強調されている「台湾有事緊迫」説は、主として「アメリカ発」の情報に基づくものであり、「中国発」ではない。</p> <p>○ 台湾の民意は、「独立」ではなく「現状維持」を望む声が圧倒的で、中国とは良好な経済関係を保ち武力衝突は避けたいと願っていると報じられている。</p>	<p>外務省</p> <p>○ 台湾海峡の平和と安定は、日本の安全保障はもとより、国際社会全体の安定にとっても重要。台湾をめぐる問題が、対話により平和的に解決されることを期待するというのが我が国の従来から一貫した立場である。</p> <p>○ 台湾海峡の平和と安定の重要性について、引き続き、中国側に直接しっかりと伝えるとともに、米国をはじめとする同盟国・同志国と緊密に連携しながら、各国共通の立場として明確に発信していく。今後とも、兩岸関係の推移をしっかりと注視していく。</p> <p>○ また、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も疑いのない日本固有の領土であり、現に日本はこれを有効に支配している。尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。</p> <p>○ 中国海警局に所属する船舶が、累次にわたり、尖閣諸島周辺の日本の領海に侵入し、日本漁船に近づこうとする動きを見せていることは断じて容認できないと考える。尖閣諸島周辺の日本の領海内で独自の主張をすといった海警船舶の活動は、そもそも国際法違反である。</p> <p>○ 日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、主張すべきは主張しつつ、今後とも冷静かつ毅然と対応していく。</p>	<p>回答は、「同盟国、同志国との連携」を事実上軍事ブロックに近い水準にまで高めながら、中国とは、対話ではなく、台湾海峡の平和と安定の重要性について「直接しっかり伝える」立場で対決する、という、質問の趣旨とはほぼ正反対の姿勢を示している。</p> <p>しかし、立場は違うとしても、外務省としては、質問が挙げた5つの「理由」について、見解を示してしかるべきと思われるが、なぜそうしないのか。</p>

	<p>○ 日本は1972年の日中共同声明で、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを認め、台湾とは国交を持っていない。また、同声明と1978年の日中平和友好条約で、日中両国政府は、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを約束している。一方で、日本は、中国とも台湾とも、広くて深い互恵的経済関係で結ばれている。</p>		
5-03	<p>これからの自衛隊は、軍事力の強化よりも災害救助活動に重点を移し、将来的には災害救助隊に改組する方が、世界平和のためにも、国民の生命財産保全のためにも、はるかに役立つと考えるが、いかがか。</p>	<p>防衛省</p> <p>○ 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と平和な暮らし、そして、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜くことは、我が国政府の最も重大な責務です。</p> <p>○ この点、自衛隊は「我が国を防衛すること」を主たる任務としており、これは我が国では自衛隊のみが果たし得る唯一無二の任務です。</p> <p>○ 自衛隊としては、引き続き、当該唯一無二の任務に万全を期してまいります。</p>	<p>回答は、質問には直接答えず、あくまでも強力な武力を持つ国防組織の役割に徹する、という態度を表明している。</p>